

沖高保発第30-55号
平成30年9月21日

アンモニア取扱い事業所 各位

高圧ガス保安法第27条の従事者保安教育として実施する講習会です。

(一社)沖縄県高圧ガス保安協会
共催 冷凍空調会・一般高圧ガス会
(公印省略)

アンモニア(毒性ガス)及び空気呼吸器保安講習

拝啓 時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、みだしの件につきまして毒性ガスであるアンモニアガスを使用する事業所等における事故を防止することを目的に冷凍製造事業所、消費事業所(発電所等)を対象とした保安講習会を開催致します。また、併せて空気呼吸器の取り扱いとメンテナンス、酸素欠乏症の説明も行います。

つきましては業務多忙のこととは存じますが、関係事業所の方は積極的にご参加下さいますようお願い申し上げます。 敬具

記

- 日時 平成30年10月24日(水)13時30分～16時30分
- 会場 沖縄産業支援センター1階大ホール
- 受付期間 平成30年10月1日(月)～10月12日(金)
(ただし、定員になり次第締め切らせて頂きます)
- 参加料 会員事業所(3,000円)、一般事業所(6,000円)
(受講料は当日会場にてお支払い下さい)
- 申込方法 下記申込書をFAXにて送付して下さい。(定員50名)

※ 参加者は空気呼吸器を各事業所1セットご持参下さい。



- | |
|--|
| ①『アンモニア(毒性ガス)の性質と取扱及び事故・災害事例について』
講師 三井化学(株)大阪工場 製造2部 アンモニア課 梅原 美次 氏 |
| ②『空気呼吸器等保護具のメンテナンスと維持管理及び酸素欠乏症について』
※講習会にて空気呼吸器等の取り扱い及び装着実技も行います。
講師 (株)重松製作所 九州営業所 所長 上田 周平 氏 |

NH3 保安講習申込書FAX(098)858-9564

受付印

氏名	①	受付印
	②	
事業所名	(会員事業所・一般事業所)	
連絡先	TEL () - -	FAX () - -

※本用紙に記載の個人情報は目的以外に利用致しません。また、使用後は速やかに廃棄します。

『高圧ガス保安法(抜粋)』

(保安教育)

第二十七条 第一種製造者は、その従業者に対する保安教育計画を定めなければならない。

2 都道府県知事は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止上十分でないと認めるときは、前項の保安教育計画の変更を命ずることができる。

3 第一種製造者は、保安教育計画を忠実に実行しなければならない。

4 第二種製造者、第一種貯蔵所若しくは第二種貯蔵所の所有者若しくは占有者、販売業者又は特定高圧ガス消費者(次項において「第二種製造者等」という。)は、その従業者に保安教育を施さなければならない。

5 都道府県知事は、第一種製造者が保安教育計画を忠実に実行していない場合において公共の安全の維持若しくは災害の発生の防止のため必要があると認めるとき、又は第二種製造者等がその従業者に施す保安教育が公共の安全の維持若しくは災害の発生の防止上十分でないと認めるときは、第一種製造者又は第二種製造者等に対し、それぞれ、当該保安教育計画を忠実に実行し、又はその従業者に保安教育を施し、若しくはその内容若しくは方法を改善すべきことを勧告することができる。

6 協会は、高圧ガスによる災害の防止に資するため、高圧ガスの種類ごとに、第一項の保安教育計画を定め、又は第四項の保安教育を施すに当たって基準となるべき事項を作成し、これを公表しなければならない。